

00725

昭. 19. 5. 6
第116号

鳥取縣公報

昭和二十年一月廿三日
第一千五百九十五號

火曜日

本書の大小は同定見格、刊

訓令

◇鳥取縣訓令第二號

廳 中 一 般
地 方 事 務 所

鳥取縣地方事務所長專決處分規程中左ノ通改正ス

昭和二十年一月二十三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

- 「一、臨時資金調整法第十條ノ二ノ届出ノ處理ニ關スルコト」ノ次ニ左ノ事項ヲ加フ
- 一、臨時資金調整法第十條ノ十二基ク合同貯蓄規則第四條ノ届出ノ處理ニ關スルコト

告 示

◇鳥取縣告示第十五號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ。

昭和二十年一月二十三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

- 一 建築主ノ住所氏名 米子市角盤町四丁目九〇番地 佐藤鐵工株式會社
- 一 建築物ノ所在地 取締役 佐藤 榮 三 郎
- 一 用 途 米子市角盤町四丁目九〇番地 航空機修理工場
- 一 構 造 種 別 木造瓦葺平家建
- 一 建築物ノ面積 建築面積七三七、〇九六平方米 突出セ七九部

一〇四、五二〇平方米
(延長門及板塀)

八一、五〇〇米

一 命令事項

- 一 本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施迄トス
- 一 前項ノ存續期限満了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ
- 一 本建築物ヲ他人ヘ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ツベシ
- 一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

鳥取縣告示第十六號

勞務調整令施行規則第十條ニ依リ左記團體ヲ指定ス

昭和二十年一月二十三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

鳥取縣勞務報國會

鳥取縣告示第十七號

勞務供給事業規則第七條ノ三及四ニ依リ左記團體ヲ指定ス

昭和二十年一月二十三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

鳥取縣勞務報國會

鳥取縣告示第十八號

昭和十八年二月鳥取縣告示第五十七號米麥檢査令ノ施行ニ關スル件申左ノ通改正シ昭和十九年十一月一日ヨリ之ヲ適用ス

昭和二十年一月二十三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

(一) (三) (四) (五) (六) (七) (八) (九) (十) (十一) (十二) (十三) (十四) (十五) (十六) (十七) (十八) (十九) (二十) (二十一) (二十二) (二十三) (二十四) (二十五) (二十六) (二十七) (二十八) (二十九) (三十) (三十一) (三十二) (三十三) (三十四) (三十五) (三十六) (三十七) (三十八) (三十九) (四十) (四十一) (四十二) (四十三) (四十四) (四十五) (四十六) (四十七) (四十八) (四十九) (五十) (五十一) (五十二) (五十三) (五十四) (五十五) (五十六) (五十七) (五十八) (五十九) (六十) (六十一) (六十二) (六十三) (六十四) (六十五) (六十六) (六十七) (六十八) (六十九) (七十) (七十一) (七十二) (七十三) (七十四) (七十五) (七十六) (七十七) (七十八) (七十九) (八十) (八十一) (八十二) (八十三) (八十四) (八十五) (八十六) (八十七) (八十八) (八十九) (九十) (九十一) (九十二) (九十三) (九十四) (九十五) (九十六) (九十七) (九十八) (九十九) (一百)

(一) 一重掛編依

(二) 菰ハ能ク乾燥セル越平ノ藁ヲ用ヒ周約一寸一分ノ力繩ヲ四箇所ニ張り小繩二本ヲ用ヒテ之ニ相喰違ヒテ交互ニ束送リニ掛ケツツ編ミ其ノ各封門ハ寸五分

兩鬚五寸五分編手七十内外トシ長サ約四尺四寸重量

- (一) 貫及ト爲スコト
- (二) 複式依ノ規定ニ準ズルコト但シ横繩ハ三箇所トス
- (三) 横繩及縦繩ハ周約一寸一分ト爲スコト

鳥取縣告示第十九號

昭和二十年一月十八日左記ノ者ニ對シ動力糶摺業免許證下付セリ

昭和二十年一月二十三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

免許番號

住

所

氏

名

四六九號	西伯郡崎津村大字葭津一四六番地	松本 豊
四七〇號	西伯郡光徳村大字倉谷五九三番地	安水 弘明
四七一號	東伯郡下中山村大字榮田三三五番地	江原 邦治
四七二號	東伯郡下郷村大字光好六一七番地	杉島 享三
四七九號	東伯郡下郷村大字美好二六七番地	大隈亀次郎
四八〇號	東伯郡灘手村大字津原六六七番地	美田 輝夫
四八一號	東伯郡灘手村大字上神三五六番地	山本清太郎
四八二號	東伯郡北谷村大字中野二一四番地	笠見 熊一
四八三號	米子市祇園町	田中 馨
四八四號	四伯郡夜見村	吉岡 章
四八五號	四伯郡成實村大字新山五一三番地	前畑 鐵三

鳥取縣告示第二十號

鳥取縣中等學校入學者選抜實施要項左ノ通定ム
昭和十九年二月十八日鳥取縣告示第六十五號中等學校入學者選抜實施要項ハ之ヲ廢止ス

昭和二十年一月二十三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

鳥取縣中等學校入學者選抜實施要項

第一 總則

- 一 中等學校入學者選抜ニ關シテハヨク國民學校教育ノ本旨ニ基キ之ガ公正明朗ナル運用ヲ期スベシ
- 二 入學者選抜ハ國民學校長ノ報告、中等學校ニ於テ行フ人物考査及身體檢査ノ三者ヲ綜合シ判定スベシ
- 三 成績判定ハ左ノ標準ニ依ルベシ
 - (一) 國民學校長ノ報告及人物考査ハ各々甲上、甲、乙上、乙、丙ノ五段階ニ分チテ判定ス
 - (二) 身體檢査ハ中等學校教育ニ堪ヘ得ルト見做サルル者ヲ甲、養護ヲ加ヘツツ之ニ堪ヘ得ルト見做サルル者ヲ乙トシ中等學校ノ入學者ト適當ト見做サルル者ヲ丙

四 綜合判定ハ左ニ依ルベシ

- (一) 國民學校長ノ報告、人物考査及身體檢査ノ成績ヲ綜合シテ入學序列ヲ作り上位ヨリ可否ヲ決ス
- (二) 右ニヨリ可否ヲ決シ難キ場合ハ考査記録ニ廻リテ比較對照ノ上決定ス 尙決セザル場合ハ抽籤ニ依ル
- 五 考査各項目ノ成績評定並綜合判定ニ當リテハ疎開、動員學童ニ付一律ニ機械的ニ之ヲ行フコトナク實情ニ即シ人物全體ニ付適正ナル評價ヲナスベシ
- 六 一學校ニ二科以上アル場合ハ科ニ付志望ヲ考慮スベシ
- 七 國民學校長ハ兒童ノ資質、家庭ノ環境等ヲ考慮シテ國家の見地ヨリ適正強力ナル進學指導ヲナスベシ
- 八 中等學校長ハ選拔實施後十日以内ニ其ノ結果ヲ内政部長宛報告スベシ報告事項ニ付アハ別ニ指示ス
- 九 志望者ハ其ノ居住スル學區内ノ所在學校ニ志望スルモノトス
- 一〇 學區ノ狀況ニヨリ綜合考査制ヲ施行ス
- 一一 疎開學童(緣故疎開學童ヲモ含ム)ノ進學ハ希望ニ

第二 國民學校長ノ報告

- 依リ疎開側又ハ本縣ノ中等學校ノ何レヘモ之ヲ認ムルモノトシ本縣中等學校ニ志望スルモノニ對スル入學考査ハ本要項ニ依リ實施ス
- 一 國民學校長ハ學業成績ニ關スル學級一覽表(第一號表)及個人調査書(第二號表)ヲ作成シ志願中等學校長宛提出スベシ
- 二 現ニ在學セザル國民學校初等科修了者、高等科中途退學者又ハ修了者ニ付テハ右ニ準ジ修了又ハ退學ノ際在學セシ國民學校長ヨリ其ノ當時ノ學級一覽表及個人調査書ヲ提出スルモノトス 尙國民學校修了又ハ中途退學後、青年學校中等學校等ニ在學スル者ニ對シテハ國民學校長ハ當該學校ニ對シ個人調査書ニ準ズル報告書ヲ作成テ求メ之ヲ第一號表及第二號表ト共ニ取纏メ提出スベシ
- 三 其他志願中等學校長ヨリ要求アリタルトキハ國民學校長ハ右報告書ノ外必要ナル書類ヲ作成提出スベシ
- 四 報告書ノ作成ニ當リテハ報告書作成委員會ヲ設ケ學籍簿ニ記載サレタル事項ノ轉記並其ノ照合校閱ヲ嚴正ニ行

ヒ報告書ニ全委員記名捺印スベシ

- 五 報告書作成委員會ハ學校長ヲ委員長トシ教頭又ハ上席職員最終學年擔任訓導官ヲ當該學級ヲ擔任シタル訓導專科訓導長ノ他學校長ノ適當ト認メタル教職員等五名以上(五名一充タザル學校ニアリテハ全職員)ヲ以テシ報告書記載ノ必要ナル時期ニ於テ之ヲ組織スベシ
- 一集團疎開學童一關スル報告書作成委員會ハ前項ニ定メタルモノノ外受入側地元國民學校長及關係教職員ヲ參加セシムルモノトス
- 六 報告書ノ記載ハ左ノ要領ニ依ルベシ
 - (一) 報告書ニ記載スベキ事項ニシテ學籍簿ニ記載セラレタル事項ハ之ヲ其ノ儘轉記スルコト
 - (二) 報告書ニ記載スベキ事項ニシテ學籍簿ニ記載ナキ事項又ハ記載アルモ更ニ之ガ詳記ヲ要スル事項ニ付テハ報告書作成委員會ニ於テ之ヲ審議ノ上朱記スルコト
 - (三) 最終學年ニ付テモ學年ノ成績ノ評定後ニ於テ記載スルコト
- 但シ特別ノ事情ニ依リ報告書提出ノ期日迄ニ最終學年

ノ成績整ハサル時ハ學籍簿委員會ニ於テ學籍簿ニ準ズベキモノヲ作成シ之ヲ報告書ニ轉記スルコト

- 七 國民學校長ハ報告書寫ヲ保管シ別一第一號表ハ之ヲ一通本縣内政部長宛提出スベシ
- 八 第一號表(學級一覽表)ノ作成ハ左ノ要領ニ依ルベシ
 - (一) 本表ハ別紙様式ニ依ルコト 集團疎開學童ニ付テハ別紙第四號表ヲ附加スルコト
 - (二) 學業成績ハ最終學年ノ學年成績ヲ記載スルコト
 - (三) 教科概評欄ハ當該學年(又ハ學級)ニ於テ一貫セル標準ニ基キ優劣ヲ知り得ル如ク秀、優、良上、良、可ノ段階的評語ヲ朱記スルコト
 - (四) 勤勞作業成績欄ニハ出勤期間繼續三ヶ月以上ノ學童ニ付當該學年(又ハ學級)全學童ノ勤勞作業態度ニ付一貫セル標準ニ基キ優、良、可ノ段階的評語ヲ朱記スルコト
 - (五) 兒童氏名ハ學籍簿ノ順序ニヨリ記載スルコト
 - (六) 男女混合ノ學級ニアリテモ男女ヲ一表トスルコト
 - (七) 中途入學者ニシテ成績査定困難ナル兒童ニ付アハ

00730

前歴學校ノ成績ヲ参照シ當該學校長ニ於テ認定シタル成績ヲ記入シ中途入學ノ月日並其ノ事由ヲ欄外上部ニ記入スルコト

(八) 各兒童ノ出願セル中等學校名ヲ所定欄ニ記入スルコト

(九) 學校ノ特殊事情アラバ末尾備考欄ニ記入スルコト

九 第二號表(個人調査書)ノ作成ハ左ノ要領ニ依ルベシ

(一) 本表ハ別紙様式ニ依ルコト

(二) 學業成績ハ最終二學年ノ學年成績ヲ記載スルコト

(三) 勤勞作業成績欄ハ出勤期間三ヶ月以上ノ動員學童ノミニ付記入スルコト

一〇 中等學校ニ於ケル國民學校長ノ報告書ノ審査判定ニ當リテハ左ノ要領ニ依ルベシ

(一) 學校長ヲ委員長トシト席教諭其ノ他學校長ニ於テ適當ト認ムル專任教員若干名ヲ以テ組織スル委員會ニ於テ周到適正ナル審査ヲナスコト

但シ綜合考查ヲ施行スル學校ニアリテハ別ニ之ヲ定ム

(二) 學校一覽表ヲ參照シ個人調査書ノ全覽ニ亘リテ綜

合判定スルコト

第三 人物考查

一 人物考查ハ口問口答ノ以テ行ヒ國民學校教育ノ本旨ニ則リ智徳一體ノ觀點ヨリ人物全体ヲ察知スルニ努ムベシ

二 題材ノ選擇ニ當リテハ徒ラニ個々ノ教材ニ偏スルコトナク兒童ノ日常生活ニ於テ経験スル普遍的事項ニ求メ單ナル暗記の觀念の事項ニ陥ラザル様留意スベシ

三 問答ハ多角的發展的ニ誘導シ斷片的ナル一問一答ヲ以テ機械的ニ採點スルコトナク口問口答ノ全体ヲ通ジテ評價スベシ

四 疎開、動員ニ依ル教育環境ノ變化ヲ考慮シ其ノ適正ヲ期スベシ

五 口問口答ニ際シテハ一律ニ時間ヲ制限スルコトナク徳性ノ判定ヲ適正ナラシムルタメ必要トスル時間ヲ與フルト共ニ兒童ノ待合時間ヲ可及的少ナカラシムル様考慮スベシ

六 口問口答ヲ行フ職員ハ三名ヲ一團トスルヲ原則トシ兒童ノ心身ノ狀況ヲ考慮シ言語態度ニ留意シ懇切ニ試問ヲ

00731

ナシシ易キ環境ニ於テ實施スル様注意スベシ

七 口問口答ノ回数ハ二回以上トシ中一回ハ學校長又ハ學校長ニ於テ特ニ命ジタル職員ニテ志願兒童全員ニ通ジテ試問ニ當ルベシ

八 口問口答身體検査中其ノ他一於テ志願兒童ノ嬉及性行ヲ觀察シ人物考査ノ參考トナスベシ

第四 身體検査

一 身體検査ハ中等學校教育ニ堪ヘ得ルヤ否ヤヲ目標トシ身體ノ一部の缺陷ヲ以テ直チニ入學ヲ拒否スルガ如キ取扱ヲナサザル様留意スベシ

二 身體検査ハ國民學校長ノ報告ヲ參照シ疾病及異常發育及榮養運動能力ニ付施行シ特ニ疾病及異常ヲ重視スベシ

三 疾病及異常ノ検査ノ結果左記ニ該當スル者ハ不合格トス

(一) 傳染ノ懼アル結核性其ノ他急治ノ見込ナキ傳染性疾患アル者

(二) 長期ニ亘リ休學シテ治療ヲ要スベキ疾患アル者

(三) 精神並神經機能ニ故障アリテ修學ニ適セスト認メ

ル者

(四) 重症心臟疾患アル者

(五) 癩ヲ患フ者

(六) 前各號ニ該當スルモノ以外ニシテ疾病又ハ異常アリテ修學ニ適セスト認ムル者

四 發育及榮養ノ検査ハ身長、体重、胸圍、脊柱ニ付榮養状態ヲ斟酌シテ判定スベシ

五 運動能力ノ検査ハ學校体育科教授要目ノ初等科ニ該當スル教材中体操走跳投懸垂ノ中ヨリ簡易ナルモノヲ選ビテ之ヲ施行スベシ

六 國民學校高等科修了程度ヲ以テ入學資格トナス學校ニアリテハ國民學校高等科教材ヲ用フルモ差支ナシ

七 運動能力ノ検査ニ當リテハ検査項目多キニ過ギ兒童ノ負擔過重ニ陥ラザル様留意シ之ガ判定ハ單ニ記録技術ニ依ルコトナク身體ノ耐久力、巧緻性、敏捷性等ニ付之ヲ觀察シ更ニ姿勢態度ニ付テモ考慮スベシ

七 身體検査ノ結果ハ單ニ量的結果ニ偏スルコトナク之ヲ綜合的ニ考察判定スベシ

00732

八 検査當日ニ於ケル偶然の身体故障アリト認めタル者ニ付テハ之ガ判定上特別ノ考慮ヲナスベシ

九 身体検査ノタメ學校醫以外臨時ニ醫師ヲ囑託セントスル時ハ學校長ニ於テ氏名、住所、職名、年齢、開業ノ有無等ヲ記載シ知事ニ内申スベシ、但シ綜合考査ヲ施行スル學校ニアリテハ此限リニ非ズ

第五 學區制 一九一九年育
學生示

一 左ノ通各學校ノ學區ヲ設定ス
(一) 男子中等學校

學	校	學	區
鳥取縣立鳥取第一中學校、鳥取縣立鳥取第二中學校、鳥取縣立鳥取第一工業學校、鳥取縣立鳥取第二工業學校	鳥取市、八頭郡、岩美郡、氣高郡	鳥取市、八頭郡、岩美郡、氣高郡	(青谷以東)
鳥取縣立倉吉中學校、鳥取縣立倉吉工業學校	東伯郡、氣高郡、西伯郡 (青谷以西)	東伯郡、氣高郡、西伯郡 (青谷以西)	(青谷以東)
鳥取縣立米子中學校、鳥取縣立境中學校、鳥取縣立米子工業學校、鳥取縣立米子農工學校 (農業科ヲ除ク)	米子市、西伯郡 (下市以西)	米子市、西伯郡 (下市以西)	(下市以西)
	日野郡	日野郡	

學	校	學	區
(一) 女子中等學校			
鳥取縣立鳥取高等女學校	鳥取市、岩美郡、氣高郡 (青谷以東)	鳥取市、岩美郡、氣高郡 (青谷以東)	
鳥取縣立山良高等女學校	東伯郡、氣高郡 (青谷以西)	東伯郡、氣高郡 (青谷以西)	(青谷以西)
鳥取縣立八頭高等女學校	八頭郡	八頭郡	
鳥取縣立倉吉高等女學校	西伯郡 (下市以東)	西伯郡 (下市以東)	(下市以東)
鳥取縣立米子高等女學校	米子市、西伯郡 (下市以西)	米子市、西伯郡 (下市以西)	(下市以西)
鳥取縣立根雨高等女學校	日野郡	日野郡	

二 一學區内ニ同種ノ學校ニ校アル場合ハ近キ學校ヲ志望スルモノトス

三 左ノ場合ニ該當スルモノハ學區外ノ所在中等學校ヲ志望スルモ差支ナキモノトス 但シ此ノ場合國民學校長ノ證明書ヲ提出スルヲ要ス

(一) 學區内ニ自己ノ志望スル種別ノ中等學校ノナキ場合

(二) 國民學校長ノ證明スル特殊事情アル場合

00733

第六 綜合考査制
一 左ノ通綜合考査制ヲ施行ス

地區別	鳥取地區	米子地區	倉吉地區
中學校部	鳥取縣立鳥取第一中學校、鳥取縣立鳥取第二中學校	鳥取縣立米子中學校、鳥取縣立境中學校	
高等女學校部	鳥取縣立鳥取高等女學校、鳥取市立高等女學校	鳥取縣立米子高等女學校、米子市立淑徳高等女學校	鳥取縣立倉吉高等女學校、鳥取縣立由良高等女學校
工業學校部	鳥取縣立鳥取第一工業學校、鳥取縣立鳥取第二工業學校	鳥取縣立米子工業學校、鳥取縣立米子農工學校 (農業科ヲ除ク)	

但シ工業學校部ニ付テハ國民學校初等科修了程度ヲ以テ入學資格トナス科ニ限ル

二 綜合考査制ノ施行ニ當リ綜合考査委員會ヲ設ク委員會規程ハ別ニ定ム

三 入學志願者ハ志望スル學校ノ順位ヲ定メ入學志願票(

第三號表)ニ記入スベシ

志望丸一學校ニ限ル場合ハ第一志望校ノミ記入スルコト但シ工業學校部ニアリテハ志望ノ科ニ付志望ノ順位ヲ記入スルコトトシ第三志望マデ認ム

四 合格者ハ學校種別ニヨリ各地區ニ於テ各學校ノ採用人員ヲ總計シタル數ニ相當スル人員ヲ成績志望ニ基キ決定ス

五 採用校ニ於テハ右ノ合格者中採用人員ノ三分ノ二以上ヲ第一志望ニ基キテ決定シ殘餘ハ地域又ハ抽籤ニ依リ決定ス

六 工業學校部ニアリテハ入學序列ニ依リ各科ニ付第一志望ニ基キテ科ヲ決定シ殘餘ニ付テハ志望ノ順位ニ依リ決定ス

第七 其ノ他

一 第一號表、第二號表及第三號表ノ各用紙ハ志望學校ヨリ交付ス

二 第四號表(集團疎開學童調査書)ノ用紙ハ國民學校ニ於テ作製スルコト

考 査 番 號	勤 勞 作 業 成 績			第 一 學 年	第 二 學 年	第 三 學 年	重 項	性 行 概 評	身 體 ノ 狀 況 及 其 ノ 所 見	出 席 日 數	欠 席 日 數	出 席 日 數	引 込 日 數	出 席 及 欠 席 ニ 對 ス ル 概 評	家 庭 環 境 志 望 及 其 ノ 所
	(一)	(二)	(三)												
	作 業 期 間	作 業 場 所	主 ト ル 作 業 種 別												
	出 席 日 數	欠 席 日 數	作 業 態 度 其 ノ 他												
	考 備 語 評		概 評												

勤勞作業成績欄記入上ノ注意

- 1 異リタル作業場所ニ出勤セル場合ハ各々ニ付「作業期間」「作業場所」「主タル作業種別」及「出欠席日數」ヲ記入シ「作業態度其ノ他」及「概評」ハ全出勤ニ付一括シテ之ヲ記入スルコト
- 2 「作業態度其ノ他」ノ欄ニハ勤勞作業ニ現シタル成績ニ付作業ニ對スル熱意ノ作業能率等ニ關シ關係職員ノ意見ヲ綜合シ記入スルコト
- 3 「概評」欄ニハ「2」ノ外出欠席ノ情況ヲ綜合シ評語ニ依リ記入スルコト
- 4 「評語」欄ニハ第一號表ノ「勤勞作業成績」欄ト一致スル評語ヲ記入スルコト
- 5 「備考」欄ニハ欠席ノ事由其ノ他學童ノ勤勞ニ關シ參考トナルベキ事項ヲ記入スルコト

(第三號表)

志 願		入 學 志 願		考 査 番 號		フリガナヲ附スベシ		志 望 校 又 ハ 科 名	
籍 本	月 生	印 名	氏						
縣 府	日 年								
郡 市	昭 和								
村 町	年								
大字	月								
丁目	日								
番 地		第 三	第 二	第 一					
屋 敷									

願 票		者		履 歷		保 護 者	
現住所	入學後ノ居所	現住所	現住所	昭 和 年 月 日	氏 名	本 籍	職 業
縣府 郡市 村町 大字 丁目 番地	自宅通學 寄宿舎 下宿	縣府 郡市 村町 大字 丁目 番地	縣府 郡市 村町 大字 丁目 番地	昭和 年 月 日	(校 名)	縣府 郡市 村町 大字 丁目	縣府 郡市 村町 大字 丁目
	緣故疎開		國民學校	高等修了ノ見込 初等科修了ノ見込			

注意 本票ハ折ルベカラス

(寫號表)

昭和 年 月 日

(疎開側) 縣 市 區 國民學校 校長 (氏名職印)
 (受入側) 縣 郡 國民學校 委員長 (氏名職印)

集團疎開學童調查書

疎開年月日	受入先	教育實施ノ種別	學級編制
		授業場所及形式	
寮舍及環境			
備考			

注 意

- 1、本表ハ第一號表ニ附加シテ提出スルコト
- 2、「受人先」欄ニハ受入府縣市町村名ヲ記入シ地元委託ノ場合ハ受入國民學校名ヲ記入スルコト
- 3、「教育實施ノ種別」欄ニハ「地元委託」又ハ然ラザル場合ニ付テ別ヲ記スルコト

- 4、「學級編制」ノ欄ニハ地元學級ヘノ編入(學級ノ人數ヲ附記スルコト)又ハ疎開學童ノ單獨編制等ノ別ヲ明ニスルコト
- 5、「授業ノ場所及形式」欄ニハ授業ノ場所、地元國民學校ナルカ寮舎ナルカニ付記入シ且各ノ場合ニ於ケルニ部授業、單獨授業等ノ別ヲ明ニスルコト
- 6、「寮舎及環境」欄ニハ寺院、温泉旅館、旅館又ハ會館等利用ノ別並環境一般ニ付具体的ニ記入シ更ニ之等ガ學童ニ及ボセル著シキ影響アラバ其レヲモ記入スルコト
- 7、「備考」欄ニハ右以外ノ事項ニシテ必要ト認メラルモノアラバ之ヲ記入スルコト

◇鳥取縣告示第二十一號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル團栗粉末ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和二十年一月二十三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

團栗粉末ノ最高販賣價格

規 格	單 位	生産者最高販賣業者最高販賣價格
水分一五%以下ニシテ六〇%以上ノ澱粉及三五%以下ノ稚皮ヨリ成リ一時八〇目ノ篩ヲ通過シタルモノ	一〇貫	六、三〇
及夾雜ノ混入量四%以下	一〇貫	六、八〇

◇鳥取縣告示第二十二號

昭和十九年一月鳥取縣告示第十六號災害復舊耕地事業補助規程第二條ニ依リ昭和十九年水害復舊耕地事業補助率ヲ左ノ通定ム

昭和二十年一月二十三日

- 一 本表價格ハ賣主店先又ハ之ニ準入ル場所渡ノ價格トス
- 二 本表規格ニ該當セザルモノノ價格ハ一〇貫ニ付二圓二〇トス
- 三 包裝費及荷造費ハ賣主ノ負擔トス

鳥取縣知事 武 島 一 義

耕地 事業費ノ十分ノ五以内
公共施設 事業費ノ十分ノ七以内

◇鳥取縣告示第二十三號

昭和二十年一月十六日縣參事會ニ於テ議決ニ係ル昭和十九年度鳥取縣歲入歲出追加更生豫算並昭和二十年度鳥取縣歲入歲出追加豫算ノ要領左ノ通

昭和二十年一月二十三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

昭和十九年度鳥取縣歲入歲出追加更生豫算

(△印減高)

歲 入		歲 出	
第四款 地方分與稅	△二、三八九圓	經常部	四、〇〇一
第二款 配付稅	△二、三八九	臨時部	一、二四七
第七款 使用料及手數料	六、三九〇	第一項 繰越金	一、二四七
第三款 手數料	六、三九〇	第二項 前年度繰越金	一、二四七
		第二項 國庫補助金	五〇三、四七〇
		第三項 教育費補助金	六〇
		第五項 勸業費補助金	七五二、六五〇
		第七項 時局事務費補助金	一四、八〇〇
		第十項 防空費補助金	三五、四〇〇
		第十一項 震災對策費補助金	△三〇〇、〇〇〇
		第三款 寄附金	一七、三八〇
		第二項 勸業費寄附金	一七、三八〇
		第八款 縣債	一三、三〇〇
		第一項 縣債	一三、三〇〇
		臨時部計	五四五、三九七
		歲入合計	五四九、三九八

00742

第一款 神社費	二八〇	第三款 水害復舊耕地事業費	四〇四、一七一
第二項 神饌幣帛料	二四〇	第十四款 戰時對策費	三八四、四四〇
第一款 俸給及諸給	四〇	第二項 教育費	六二〇
第二款 廳費	六、五二四	第三款 勸業費	三三三、六二〇
第三款 勸業費	四、〇〇〇	第四項 防空費	三五、四〇〇
第十項 林產物検査所費	二、七七八	第六項 時局國民運動費	一四、八〇〇
經常部計	一三、五八二	第十五款 震災對策費	△三一〇、三四四
臨時部		第二項 耕地復舊費本年度支出額	△三一〇、三四四
第三款 勸業費	三一、二二〇	第十七款 雜支金	一、二四七
第一項 勸業費	四二〇	第二項 過年度返納金	九
第二項 交付金	三〇、八〇〇	第三項 過年度追拂	一、一九八
第四款 補助費	二四、〇〇〇	第四項 過年度過納下渡金	四〇
第六項 勸業補助費	二四、〇〇〇	臨時部計	五三五、八一六
第六款 森林治水事業費	一、〇八二	昭和二十年鳥取縣歲入歲出追加豫算	五四九、三九八
第四項 民有林野造林費	一、〇八二	歲入	
第十二款 勸業費本年度支出額	四〇〇、一七一	第一款 縣稅	一九七
		經常部	

00743

第四款 地方分與稅	一九七	昭和二十年一月二十三日	鳥取縣知事 武 島 一 義
經常部計	一九七	工場鑛山事業場等ニ於ケル職域ニ在リテハ所轄警察署長 其他ニ在リテハ市町村長トス	
臨時部			
第一款 國庫支出金	九五二、六三九		
第一項 補助金	九五一、六三九		
第七款 縣債	三七、三〇〇		
第一項 縣債	三七、三〇〇		
臨時部計	九八八、九三九		
歲入合計	九八九、一三六		
歲出			
臨時部			
第三款 勸業費	九八九、一三六		
第七項 農業土木費	九八九、一三六		
臨時部計	九八九、一三六		
歲出合計	九八九、一三六		

北海道ヨリ廳立女子醫學專門學校生ハ左記ニ依リ募集ノ旨通知アリタリ
彙 報
一、募集學校 北海道廳立女子醫學專門學校
一、所 在 札幌市南五條西十七丁目
一、募集人員 約百二十名
一、出願期間 自昭和二十年二月 八日 至同 二月二十日
一、選抜方法 (一) 第一次銓衡 イ、出身學校長ノ調査書ニ依リ審査 ロ、銓衡結果發表 三月十一日

正 誤

昭和十九年十二月十九日鳥取縣令第七十五號(農業團體法施行細則)左ノ通正誤ス

農業團體法施行細則正誤表

頁數	行數	條	數	誤	正
二	一	第十六條	一	◇鳥取縣令七十五號 財産目錄並貸借對照表ノ 届出スベシ	◇鳥取縣令第七十五號 財産目錄、貸借對照表ノ 届出ツベシ
三	三	第十七條	三	届出スベシ	届出ツベシ
三	二	第十八條	二	届出スベシ	届出ツベシ
三	五	第十八條	五	及監事及監事辭任 監事選任	及監事辭任 監事ノ選任
三	一	第十九條	一	届出ツル	届出ツル
三	二	第十九條	二	届出ツル	届出ツル

(二) 第二次銓衡
第一次銓衡ニ依リ合格セルモノニツキ
之ヲ行フ
イ、銓衡方法ハ身体検査、口頭試問、
筆答試問トス
ロ、期日 自三月二十三日
至三月二十六日

ハ、銓衡ノ場所 本校
ニ、合格者發表 三月三十一日
一、注意事項 出願ニ關ヘル照會並要項學則等ハ七錢
切手貼付ノ封筒ニ受領場所本人氏名記入
ノ上左記ニ申出ツベシ
北海道廳事務課内
北海道国立女子醫學專門學校事務所

頁數	行數	條	數	誤	正
四	一	第十九條	一	非ザルトキハノ選任其ノ事由書 届出ツベキ	非ザルトキハ其ノ選任ノ事由書 届出ツベキ
四	一	第二十二條	一	届出スベシ	届出ツベシ
四	六	第二十三條	六	第二十四條 縣農業會 届出スベシ	第二十四條 縣農業會 届出ツベシ
四	一	第二十四條	一	届出スベシ	届出ツベシ
五	七	第二十五條	七	届出スベシ	届出ツベシ
五	四	第二十六條	四	届出スベシ	届出ツベシ
六	六	第二十六條	六	届出スベシ	届出ツベシ
六	二	第二十八條	二	届出スベシ	届出ツベシ
八	二	第二十九條	二	創立總會ノ議錄ノ謄本 届出スベシ	創立總會ノ議錄ノ謄本 届出ツベシ
一四	一	樣式第一號 注意 3	一	議事錄每業綴目	議事錄每業綴目
一四	一	樣式第一號 注意 1	一	書綴	書類
一七	四	樣式第一九號	四	書綴	書類
一七	三	樣式第二〇號	三	農業團體法、 關係團體拂込濟	農業團體法 關係團體拂込濟
二四	五	樣式第三七號 其ノ一主要資産	五	關係團體拂込濟	關係團體拂込濟

市町村農業會ニ關スル事務取扱手續正誤表

頁數	行數	條	數	誤	正
一一七	二	第十八條	二	更迭 中ニ以上ノ	更迭 中ニ以上ノ

昭和二十年一月九日鳥取縣告示第二號(保安林解除ノ件)
中左ノ通正誤ス

- 一頁一三行四段 六、一二〇七ノ上ニ見込ヲ加フ
- 一頁一四行四段 七、六四二九ノ上ニ見込ヲ加フ
- 一八頁 六行四段 七、二九五八七九二五ナリ
- 二〇頁一四行四段 一、三五〇〇ノ上ニ見込ヲ加フ
- 二〇頁一六行四段 二〇〇〇ノ上ニ見込ヲ加フ
- 二二頁 六行五段 同ハ乾峯次ナリ

昭和二十年一月廿三日印刷
昭和二十年一月廿三日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

印刷所
印刷所
印刷所